

豊明市第3次地域福祉計画・ 第5次地域福祉活動計画

2025年度～2029年度

誰もが誰かとつながりあえるまち とよあけ



計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

近年、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズの高まりにより、従来の制度で対応することが難しい課題が顕在化し、新たな対応が求められています。このような中で、本市では「誰ひとり取り残さないまち」を目指し、総合的な相談窓口である「重層支援センター」を開設するなど、重層的支援体制の整備に取り組むなどして包括的な支援体制を構築してきました。

依然、高齢化や人口減少といった社会現象の変化やそれに伴う地域社会の担い手不足はより一層深刻化し、加えて、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間で問題を抱える世帯や社会から孤立しがちな世帯、「生きづらさ」を感じる人は増加しています。

地域・家庭・職場などにおいて支え合いの基盤が弱まるなか、人ととのつながりを再構築し、誰かとつながり合いながら、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが求められています。

このことから、これまでの地域福祉施策の進捗状況や本市を取り巻く現状・課題を踏まえ、また、国や社会の動向をとらえたうえで、本市が目指す地域福祉に関する取組を発展させることができるように、「豊明市第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

「豊明市第3次地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。「第5次地域福祉活動計画」は豊明市社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画です。本計画は、豊明市における地域福祉施策を効果的に推進するため、これら2つの計画を一体的に策定します。



計画の基本理念・基本目標

本計画においては、これまでの「つなぐ」「つながる」といったキーワードをより一層具体的に実行に移し、誰かとつながり合いながら、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会を実現するため、次のような基本理念を掲げます。また、基本理念の達成に向けて4つの基本目標を掲げます。

誰もが誰かとつながりあえるまち とよあけ

基本目標 1 支え合いの心を育む



基本目標 2 支え合いを広げる人を育む



基本目標 3 支え合いの仕組みをつくる



基本目標 4 みんなが支え合うまちをつくる



計画の重点施策

本計画において、特に重点的に取り組む必要がある事項を「重点施策」として以下のように設定します。

重点施策 1 「あいさつ」からはじまる地域づくり【継続】

本市では、積極的なあいさつ運動を展開し、あいさつをきっかけとした顔の見えるつながりあえる地域づくりを目指しています。「あいさつ」は気軽にできることであり、その効果は防犯、防災、災害時の助け合いなどにもつながるため、継続して実施していくことが重要です。

数値目標 近所の人と付き合いがある人の割合の増加

2024 82.8% → 2029 90%以上

重点施策 2 包括的支援体制の充実・強化【拡充】

本市では2022年度から重層的支援体制整備事業を開始し、2024年4月には総合的な相談窓口である「重層支援センター」を開設するなど、先駆的な取組を推進しています。「重層支援センター」の市民へのさらなる周知を図るとともに、相談支援体制の強化に向けたネットワークの強化や、地域づくり、参加支援等の実質的な拡充のための取組を推進します。

数値目標 包括的な相談支援体制づくりができると感じる支援者等の増加

2024 83.9% → 2029 85%以上

重点施策 3 ひとりでも安心して暮らせる仕組みづくり【新規】

世帯や家族の在り方が多様化するなか、高齢者に限らず、身寄りのない市民が増加することが想定されます。地域や関係機関同士で、身寄りのない市民等への支援を行っていくための共通認識を持つことや、エンディングノートなどによる意思確認ツールの周知、円滑な権利擁護支援に向けた体制整備等を推進します。

数値目標 孤立感や孤独感を感じることがある市民の割合の減少

2024 25.8% → 2029 20%以下

計画の基本施策・取組

地域福祉計画・地域福祉活動計画

市と社会福祉協議会との連携・協働のもと、本計画に基づき豊明市における地域福祉施策を効果的に推進します。

基本目標	基本施策
1 支え合いの心を育む	(1) 福祉に触れ、福祉を「自分ごと」として考える機会づくり (2) 身近な支え合い・助け合い活動の体験
2 支え合いを広げる人を育む	(1) 市民が地域福祉活動に取り組むための支援の充実 (2) 地域福祉活動に携わる団体等への支援の充実
3 支え合いの仕組みをつくる	(1) みんながいきいきと暮らし、役立てる仕組みづくり (2) 隣近所からはじまる支え合いの仕組みづくり (3) 誰もが集える地域の居場所づくり (4) 市民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供と適切な利用促進 (5) 生きづらさを抱える人に対する支援の充実
4 みんなが支え合うまちをつくる	(1) 支え合いを広げ、強固なものにする環境づくり (2) 災害時にひとり残らず避難できる体制づくりと安否確認 (3) 包括的な支援を可能にする関係機関のネットワークの強化

成年後見制度利用促進計画

本市においては2020年3月に策定した「豊明市成年後見制度利用促進計画」の基本的な方向性を引き継ぎ、今後増加することが見込まれる認知症高齢者や知的障がい・精神障がいがある人などに対し、成年後見制度の利用を通じた権利や財産を守る各種の取組を推進します。

基本目標	取 組
1 支え合いの心を育む	地域における権利擁護支援のための広報・啓発／広域市町と連携した成年後見制度の利用促進／成年後見制度等の利用支援
2 支え合いを広げる人を育む	親族後見人への支援／市民後見人への支援／法人後見の質の確保と向上
3 支え合いの仕組みをつくる	日常生活自立支援事業との連携促進／虐待対応の仕組みの検討・構築／虐待及びドメスティックバイオレンス(DV)への対応／相談対応／成年後見制度利用支援事業の実施
4 みんなが支え合うまちをつくる	尾張東部権利擁護支援センター等との連携強化／法人後見実施機関の配置・育成の検討／中核機関の強化／地域連携ネットワーク構築のための組織づくり／既設委員会の充実／豊明市における重層的支援体制整備事業との連携／権利擁護のための組織運営

自殺対策計画

自殺に至る原因や背景は様々ですが、孤独・孤立やひきこもり、人や地域とのつながりの希薄化等に関する課題は地域福祉の分野とも大きく重なることから、自殺対策を包括的かつ効果的に推進するため、地域を基盤とする支援体制など地域福祉に関する取組と一体的に施策を推進します。

基本目標	基本施策
1 支え合いの心を育む	(1)市民への啓発と周知 (2)児童生徒のSOSの出し方に関する教育
2 支え合いを広げる人を育む	(1)自殺対策を支える人材の育成 (2)専門職等による支援
3 支え合いの仕組みをつくる	(1)多様な相談窓口の充実 (2)生きることの促進要因への支援
4 みんなが支え合うまちをつくる	(1)地域におけるネットワークの強化

再犯防止推進計画

誰一人取り残さない地域共生社会を実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「豊明市再犯防止推進計画」として計画を策定し、本市における再犯の防止等に関する施策を推進します。

基本目標	取 組
1 支え合いの心を育む	社会を明るくする運動の推進／薬物依存を有する者への支援
2 支え合いを広げる人を育む	保護司会等との連携／再犯防止に関する学習機会の提供／関係機関との連携の強化
3 支え合いの仕組みをつくる	保健医療・福祉サービスの利用の促進／就労や住居の確保
4 みんなが支え合うまちをつくる	相談支援の充実／継続的な支援の実施

計画の推進体制

地域福祉の推進のためには、個人だけではなく各種団体を含めて地域に関わる様々な主体が、本市の課題や計画の目指す理念等について共通認識を持つてもらい、それぞれに求められる役割を果たしていくことが必要です。

そのため、計画及び事業内容を周知することに加えて、引き続き、市民、学識経験者、関係機関等から選出された委員で構成される「豊明市地域福祉計画推進委員会」で事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況を評価します。